事例No.	101
公表年度	H28
団体の属性	一般市
団体名	島根県出雲市

事例区分	第三セクター

タグ	・会社法法人 ・組織改革

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（出資引揚（民営化））

事例内容・タイトル

無償減資と株式の無償譲渡（民間活用・委託）

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	無償減資と株式の無償譲渡
団体名	島根県出雲市
法人名	多伎町海洋観光開発(株)

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	175,118
標準財政規模(百万円)	47,504
財政力指数	0.51

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

出雲市	172(70.2%)
その他	73(29.8%)
役職員数(人)	16

[経営状況]

(単位:百万円)

経常収益	172
経常損益	2
当期純損益	1

資産	250
負債	9
純資産	241

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

多伎町海洋観光開発(株)は、平成 2 年度に旧多伎町(現 出雲市)において、漁業と観光レジャー産業が連携した漁業振興や若者の定住を目的として、多伎町、多伎町漁業協同組合(現 漁業協同組合 JF しまね)及び漁業者の共同出資により設立された。

同社は、定置網漁業を基本とし、漁業振興や若者の定住などに貢献してきた。





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は、多伎町海洋観光開発(株)に対する市の関与のあり方を見直し、市の出資を解消することにより、完全民営化を行った事例である。

平成 24 年度に実施した包括外部監査において「当該法人は定置網漁業を基本とし、漁業振興や若者の定住などに貢献してきたが、第 3 セクターとして市が関与する目的を終えており、また定置網漁業を営む市内企業の中で唯一の第 3 セクターであることから、完全民営化すべき」との指摘を受けた。

このことから、市は同社が第 3 セクターとしての役割を終えたと判断し、平成 25 年度から完全民営化に向けた協議を開始、平成 27 年度において完全民営化を果たした。

２．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

平成２年の設立以来、操業を続けている定置網漁業は、自然が相手であり、予測不能な部分もあることから、営業収益も年によって変動がある。平成15年に台風や寒波、エチゼンクラゲの大量入網などにより、破網等の大被害があったが、その際は減資により欠損金の処理を行っている。その他の年度は若干の赤字の年はあるものの、概ね少額の黒字で20年以上事業運営を行ってきた。

このような中、市の関与のあり方を見直すきっかけとなったものは、次の２点である。

⑴包括外部監査における指摘

①平成24年3月末決算で、多伎町海洋観光開発（株）が現預金額を180,000千円保有していたことから、包括外部監査において「余裕資金としては多額である」と指摘を受けた。ただし、同社としては、設立以来使用を続けている定置網船の更新と網の更新のため、積み立てていた資金であった。

②会社設立当初は、活魚レストランの経営や海洋を利用した観光の振興も想定していたが、定置網漁業の経営以外の事業を手がけられなかったことから、平成23年に、同社が実施する事業を定置網漁業と地引網漁業のみに定款変更した。これについても包括外部監査において、「市内で他に定置網漁業を営む企業がある中で、市がいつまでも定置網漁業に関わるのは、他の均衡からして好ましくない。当初の目的(漁業振興、雇用の場の創出など)は達成できたのではないか」と指摘を受けた。

⑵市の厳しい財政事情

平成24年に策定した「出雲市財政計画」では、市の厳しい財政事情から、今後10年間で約152億円の収支不足が生じると見込んでおり、これまで以上に行財政改革を推進する必要に迫られていた。今後、不安定な漁業という分野で第３セクターを継続すれば、筆頭株主として大幅な資金投入が必要になる可能性があるなど将来的なリスクも懸念された。

出雲市の副市長が同社の役員（副社長）として参画しているため、担当課である水産振興課が副市長と協議を行い、包括外部監査の指摘を同社の社長以下役員に報告するとともに、完全民営化に向け協議を開始することとした。

３．取組の具体的内容

⑴取組方針とその決定過程

①主要な課題・論点について

出雲市は、筆頭株主として、2,851 株中、2,000 株(70.2%)を所有しており、主な課題や懸案事項は次のとおりであった。

・市の出資金をどのように、どの程度回収することができるのか。また、市の関与を解消するには、どのような方法が考えられるか。
・市が出資を引き揚げることで、他の個人株主が株式を手放す恐れはないか。
・老朽化している定置網船の更新はどうするのか。また、網の補充はどうするのか。
・市が株主から撤退しても、会社は存続できるのか。

3．取組の具体的内容（つづき）

②課題・論点解決に向けての検討内容について

【経営上の課題】

これまでの経営状況を全て洗い直し、会社運営で何が一番ネックになっているかを分析した。その結果、定置網船(19t)の更新と網の補充に最も資金が必要となり、その問題が解決しなければ、市が出資金を引き揚げることができないと判断した。

まず、定置網船の更新については、会社側に新造船を建造したいという強い希望があった。建造することにより、運転資金はどれくらい残り、後年の減価償却費はどの程度かかるかシミュレーションを行った。新造船を購入すれば、当分の間赤字が続き、借入金が必要となるかどうかについても会社と相談し、中古船の購入を会社に提案した。

また、網については、耐用年数が短く(3 年)、1 年の間に何回も交換することから、予備の網が必要であった。網については、平成 25 年の業績を見ながら、好成績であれば購入するよう提案した。

【完全民営化の方法と実施時期】

中古定置網船と網の購入により、市が出資金を引き揚げるための環境が整ったため、平成 25 年 11 月から税理士、司法書士も参画して完全民営化のための本格的な協議を開始した。

会社法に照らし合わせながら、他の株主に不利益にならないかなども含め、具体的に市の出資金を回収する際の方法を複数案検討した。

「新会社へ移行」する方法については、乗組員の解雇、取引先との営業停止、会社設立のための資金繰りが問題となり、実現性がないと判断した。

また、株主平等の原則があるため、「市保有株式のみを会社に買い取らせる」方法も不可能であった。さらに、7 割を超える株式を市が保有しているため、代わりに、これを引き受ける株主も見当たらなかった。

このため、「無償で減資を行い、資本金の一部を剰余金の配当に充て、株主が配当を受ける。さらに、配当後、無償で市保有株式を会社(自社株)に譲渡する」という手法で、市の出資を解消することとした。

次に、いつ実行するかを判断するために、減価償却費の経年変化をシミュレーションし、平成 26 年度の決算状況から平成 27 年度中に完全民営化するのが最適と判断した。

③決定された取組方針(解決策)とその決定理由について

【経営上の課題】

定置網船の更新については、中古船を購入することとしたが、都合よく適当な船が入手可能な状況となり、購入価格も新造船であれば 150,000 千円を要するところ、総額 41,350 千円であり、十分な運転資金を残して購入ができた。

また、網の補充については、平成 25 年の業績を見ながら購入するよう提案し、結果的に業績が好調であったことから、平成 26 年までに必要数量を確保できた。

3．取組の具体的内容（つづき）

【完全民営化の方法と実施時期】

出雲市(旧多伎町)が当初設立のために会社に出資したのは 2 億円であった。これは、過疎債で手当てしており、その償還も終了している。このことから、市としては出資金の回収にあたり、当初の出資金のうち市の実質負担分にあたる 3 割部分(60,000 千円)を目標として設定した。

市は 2,000 株を所有しているため、1 株当り 30,000 円の配当を受ければよい計算になるが、減資による配当額は会社が存続できる資金を考慮して決定した。

また、市は筆頭株主であって、7 割の株を所有していることから、株主総会で大きな権限を有しているが、できるだけ会社、他の株主の同意が得られる手法を選択した。

市の考え方を会社に提案、了承が得られたため、市の出資を解消する方法が確立した。

完全民営化の時期については、平成26年度決算において若干の当期利益が発生したものの、累計の繰越利益剰余金がマイナスであったことから、平成27年度中の実行が配当金に税金がかからない、後年の減価償却費が減少に転じる、また平成27年度に入ってから業績が好調であることなどを総合的に勘案して、最適との判断を下した。

(2)取組の具体的な進め方

①取組の推進体制等について

平成 25 年 5 月に開催された定期総会で、社長から、民営化については 2 年以内に結論を出したいと意思表明をしていただいた。取締役会において、担当課の市職員との協議を行う人を 2 名(事務職員 1、監査役 1)選出してもらい、一つずつ問題点を整理していった。また、途中からは、税理士、司法書士にも加わってもらい、実現可能な方策を探った。

一方では、協議内容を市内部や会社役員にも伝えながら方向を定めていった。

②関係者との調整内容・調整過程等について

会社の定期総会の場では、社長に積極的に民営化の方向を打ち出してもらうことにより、他の株主へ理解を得られるよう図った。また、取締役会においては、事務レベルで進めている民営化に向けての協議内容を逐一報告した。

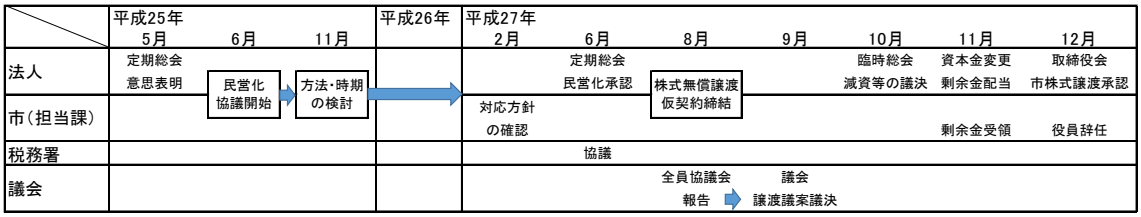
出雲市に次ぐ第 2 位の株主にも個別に説明し、理解を求めた。以下は、平成 27 年度における取組の流れである。

H27.6	・定期株主総会で、民営化に関する件を議案として株主に諮り、承認。 ・税務署と協議して、配当は利益の分配に当らないとの見解から、税金がかからないことを確認
H27.9	・議会の議決を得、かつ株主総会で資本金の減少及び剰余金の配当の決議を得た時に本契約となる、市が所有する株式を無償で会社に譲渡する旨の仮契約書を締結 ・9 月議会に出雲市の 2,000 株を当該会社に無償譲渡することを議案として提出、配当を受けること、今後のスケジュール等も報告し、議決。（議決証明書の発行）
H27.10	・資本金減少効力発生日を官報公告 ・議会後、臨時株主総会を開催し、資本金の額の減少及び剰余金の処分に関する件につき、提案、全員の承認

3．取組の具体的内容（つづき）

H27.11	・資本金の効力発生日以降、全株主に対し配当。（これにより、出雲市も 60,000 千円の配当を受ける。） ・出雲市から会社に対し、株式の譲渡申請書を提出
H27.12	・取締役会において無償譲渡承認。株券受領書を出雲市に提出 ・副社長（副市長から途中で出雲市農林水産部長に変更した）が会社に辞任届を提出、取締役会で受理（H27.12.8） ・資本金の減少、役員の変更にかかる登記完了（H27.12.18）

③取組のプロセス（スケジュール）について



4．取組の効果

まず、会社側から見た効果として、中古定置網船(19t)を購入したことで、これまで使用していた定置網船(19t)と 2 隻で操業できるようになり（以前は、網持ち船は 4.7t だった）、より安全に操業が可能となった。購入した定置網船のクレーンを用いて（これまでクレーンがなく、必要なときは業者に依頼していた）網の設置、引揚、交換など職員が全て行えるようになり、年間で約 1,000 千円の節減ができた。

替え網を常に用意しているので、定期的な交換の他、緊急の事態でも対応できるようになった。

平成 27 年度決算では、資本金が 245,280 千円から減資して 145,495 千円となったが、流動資産として 1 億円を超える預金を有しており、長期借入金もない。このため、運転資金に窮するような事態にはならず、経営が安定している。

また、会社設立以来、一度も株主に配当がなかったが、この一連の完全民営化のプロセスの中で発生した配当が 1 株 30,000 円と株主に分配され、さらにその後業績が好調であったため、3,000 円の利益金の配当があったことから、株主が非常に満足していると聞いている。それまで、長年株主であったが、株式を手放したいと思っている方が相当数いると当初聞いていた。この度、市の持ち株を会社の自社株としたことで、自社株（2,851 株中 2,000 株）は配当の対象にならないことから、利益が生じた場合、少ない原資で株主配当ができるようになった。（株主側から見た効果）

一方、市としては、将来的な経営リスクを回避できたこととともに、平成 28 年 3 月の議会において、配当を受けた 60,000 千円を原資とした「出雲市水産業応援基金」を設置し、出雲市における水産業の活性化を応援する事業に充てることが可能となったことが効果として挙げられる。

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

多伎町海洋観光開発（株）では、旧定置網船(19t)を当初廃棄又は売却する方向だったが、現在の19t 船 2 隻による操業が非常に良好なことから、この船のエンジン換装を現在計画中だと聞く。（過去 2 回実施している。） 業績が非常に好調で、投資すべき資金の計画を組んでいるようである。

幸いなことに、中古船を購入してから、毎年漁獲高が更新されており、平成 27 年度は過去最高額を水揚した。日頃からの網のメンテナンスの賜物と感じているが、いつどのような事態が起こるか分からない不安定な業種でもある。定置網漁業は、現在は出雲市の海面漁業の中心であり、全体の 5 割以上を占めている。多伎海洋観光開発(株)は、市内定置網漁業会社の中でもトップクラスの水揚げと良好な経営状況である。市の関与が解消されたため、今後は株主がしっかり応援をして、支えてもらいたいと願っている。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

本件は、第 3 セクターから市の出資金を回収するだけで終了する単純な案件ではなかった。雇用されている従業員の生活がかかっており、会社はその後も支障なく操業を続けてもらう必要があった。そのため「会社存続には何が必要か」という点を最優先に検討を開始した。

(1)経営状況の分析では、会社設立から現在までの毎年の業務報告書からデータを抽出することから行った。その結果、不明瞭ながらも何を整備すべきか見えてきたと考えている。

また、会社法の適用を受けるために、法的に問題がないかを常に検討するため、司法書士に同席してもらった。また、会社の経理を受け持つ税理士にも同席してもらい、実現可能な方策を検討した。やはり、こうした外部の専門家の助言なしには解決できない問題であった。

(2)最も困難であったのは、定期総会において他の株主に、また、議会において完全民営化の仕組みを説明することであった。内容が専門的すぎるため、如何にわかりやすく伝えるかということが当時の課題であり、定期総会や議会では、黒板やフロー図を用いて、可能な限りわかりやすい説明を心がけた。

(3)議会の常任委員会では、もっと出資金を回収すべきではないかという意見があった。また、株価についての質問もあった。

平成 25 年度から平成 27 年度までの 2 年 9 ヶ月で無事完全民営化が完了し、その後も会社の業績が好調なのは幸いである。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	出雲市水産振興課	連絡先	0853-21-6997